

前橋市公正入札調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等並びに物品の購入、製造及び役務等業務（以下「建設工事等」という。）の入札の適正を期し、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）に対して的確に対応するため、前橋市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審議等を行うものとする。

- (1) 入札談合に関する情報の公正取引委員会への通報の是非、事情聴取の実施、入札の延期その他入札談合に関する情報への対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(組織)

第3条 委員会の委員は、副市長、公営企業管理者及び総務部長の職にある者をもって充てる。

2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

3 委員に事故があるとき、又は委員が欠けたときは、委員長が指名する職員を委員に加えることができるものとする。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、公営企業管理者である委員が、委員長及び公営企業管理者に事故があるとき、又は委員長及び公営企業管理者が欠けたときは、総務部長である委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、談合情報があった場合に、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 第3条第1項に規定する委員のほか、談合情報に係る建設工事等の担当部課長は、前項の会議に出席し、当該談合情報について説明するものとする。

第6条 委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、契約監理課長が起案書を持ち回り、委員長及び委員に回議することにより、前条の会議に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。